

## 令和2年度 事業計画

昨年6月に公布された土地家屋調査士法の一部を改正する法律第1条に使命規定として「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と明文化されました。同法改正にあたっての附帯決議の一つとして研修の充実が決議されており、国民の負託に応えるべく資質の向上に努める必要があります。まずは、資質向上の土台となる土地家屋調査士倫理に関する研修会を昨年度から引続き実施します。また、法改正に伴う会則改正に合わせては日本土地家屋調査士会連合会における年次研修の導入も視野に、本会としての義務研修のあり方を含めた研修体系の構築を検討してまいります。また、研修会の充実においては、柔軟な研修受講のあり方を目指し、受講機会均等を目的に導入した同時配信システムの更なる活用を図ります。

現在、社会問題化している人口減少、少子高齢化等に起因する空き家問題、所有者不明土地問題に対応するため法務省では民法及び不動産登記法の改正に向けた議論がなされております。また、国土交通省では土地基本法及び国土調査法等の改正がなされました。いずれも土地家屋調査士業務に関連する内容となるので適正な情報収集、発信を行ってまいります。

本年は、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えることから、これを社会的認知度向上に向けた好機と捉え、日本土地家屋調査士会連合会、同近畿ブロック協議会が行う記念行事への積極的な協力は勿論、本会としてもシンポジウム開催等を含めた制度広報を行います。また、制度広報にあたっては、次世代の担い手である若年層への制度広報として、従来の会員事務所でのインターンシップ学生受入れ、大学等での寄付講座への講師派遣等を行います。

その重要性が益々認識される登記所備付地図の整備作業について、土地家屋調査士による「地図づくり」への参画を従来どおり推進すると共に防災、減災に向けた「街づくり」への取り組みとして狭隘道路問題の解消に向けた土地家屋調査士の関与を目指した活動を行います。

オンライン登記申請については、昨年度より運用が開始された調査士報告方式について、一層会員に理解いただけるような研修等を行います。

筆界特定制度については、制度の根幹を担う筆界調査委員の充実に向けた取組みとして研修等を実施してまいります。また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づく探索委員についても、充実を図るための研修等を検討してまいります。

境界問題相談センターひょうごについても、着実に実績を積み上げているところでありますが、社会的認知度向上を目的とした広報活動を行ってまいります。

本会会務運営については、適正かつ効率的な運営を念頭に進めると共に、特別会費制度の廃止及び

それに伴う会費の見直しについてスムーズな移行がなされるよう周知・啓発に努めてまいります。

本年度も土地家屋調査士の社会的責務を念頭においた諸事業を計画実施し、地位向上を図ってまいりますので、会員各位におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

#### 総務部・制度対策室・苦情処理委員会

##### 1 品位保持及び事故防止のための指導並びに連絡

- 土地家屋調査士法その他関係法令の遵守徹底を図ります。
- 会則の遵守、土地家屋調査士調査測量実施要領、倫理規程の実践徹底を図ります。
- 戸籍謄本等職務上請求書用紙の厳正な取扱い及び管理の励行を図ります。
- 日常業務に関する情報の迅速な伝達に努めます。
- 個人情報の保護に関する方針に基づき、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。
- 会員の業務に対する苦情等を適切に処理し、事故防止の観点から各支部へ倫理研修を行います。

##### 2 本会業務執行体制の整備・充実

- 会務の円滑化のため、迅速かつ適切な業務執行に努めます。
- 会員数の減少による今後の組織運営、支部のあり方について効率的な会務ができるよう努めます。
- 事務局業務の円滑な運営に努めます。
- グループウェアの有効活用に努めます。

##### 3 非土地家屋調査士対策

- 非土地家屋調査士活動の監視を強化し、その防止に努めます。

##### 4 関連団体との連携強化

- 土地家屋調査士関連団体との連絡協議会を開催し、制度の充実に向けた情報交換及び連携強化を図ります。
- 神戸地方法務局、兵庫県司法書士会との三者協議会を通じて不動産登記制度に関する諸問題等について協議を行います。

##### 5 情報の収集

- 日本土地家屋調査士会連合会、同近畿ブロック協議会との情報共有の充実を図ります。
- 10士業による自由業団体連絡協議会を通じて情報収集を行います。

##### 6 危機管理体制の整備、充実

- 災害発生時の対応に向けた情報収集を行います。
- 危機管理体制の充実、強化を図ります。

##### 7 会館の適正管理、有効活用

- 中長期的な修繕計画に基づく修繕内容について精査を行います。

- 会議、研修会における会館の有効活用を図ります。

## 8 その他

- 会員業務に資する目的で日本加除出版が運営する先例・通達、図書閲覧等がインターネット上で行えるシステムであるリーガルガーデンの活用促進を図ります。
- 会員手帳を製作して会員に配布します。
- 土地家屋調査士制度70周年事業の円滑な実施に協力します。

## 財 務 部

- 1 予算の適正かつ効率的な執行に努めます。
- 2 会費の公正かつ効率的な徴収を行います。
- 3 会費未納者に対する延滞金徴収実施に向けた検討を行います。
- 4 共済制度の適正な運用を図ります。
- 5 歩こう会を開催します。
- 6 連合会等が行う親睦事業に協力します。
- 7 支部が行う親睦事業に対する助成を行います。
- 8 会員の健康診断に対する助成を行います。
- 9 会員に対して全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入勧奨を行います。
- 10 土地家屋調査士制度70周年事業の円滑な実施に協力します。

## 業 務 部

- 1 業務の指導・連絡及び業務改善に関する企画立案、関連法規の研究
  - 法務局と表示登記研究会・連絡会を行います。
  - 業務に役立つ研修会を企画します。
  - 報酬額・業務委託契約に関する調査・研究を行います。
  - オンライン申請に関する指導・利用促進に努めます。
  - 調査・測量実施要領の改定について研究を行います。
  - 不動産登記規則第93条調査報告書の適正な運用のため、研究・指導を行います。
- 2 業務に関する情報・資料の管理
  - 関係官庁からのデータ収集及び管理を行います。
  - 基準点管理システムの有効利用に努めます。
- 3 その他業務関連事業
  - 地籍問題研究会に参加し情報収集を行います。
  - 土地家屋調査士制度70周年事業の円滑な実施に協力します。

## 広 報 部

- 1 各種メディアを活用し、土地家屋調査士の社会的地位の向上に繋がる、効果的な広報活動を実施します。
- 2 「調査士 兵庫」の発刊及びウェブサイト・SNS等を通じ、土地家屋調査士の社会的使命等を広く対外に発信します。
- 3 ミニ会報誌「HYOGO+PLUS」の発刊及びウェブサイトを通じ、会員へ対しての迅速な情報伝達・共有を行います。
- 4 地域における特色や課題を勘案し、各々に即した各種相談会の実施及び支部広報事業の支援を行います。
- 5 土地家屋調査士の認知度向上、職業選択への動機付けに繋がる、学生及び若年層に向けた広報事業を実施します。
- 6 2021年版カレンダーの製作・購入希望者への頒布、配布先の拡充を図ると共に新たな広報グッズを製作します。
- 7 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の円滑な実施に協力します。

## 研 修 部

- 1 本会の実施する研修会について
  - 関係法令、制度等の変更に伴い必要となる研修会について、各部・委員会と連携した研修会を実施します。
- 2 連合会の実施する研修会について
  - 土地家屋調査士研修制度実施要領に定める中長期的研修について、連合会が効率的に効果的な手段により実施できるよう協力します。
- 3 測量技術向上に向けた研修会について
  - 技術対策委員会と連携し、14条地図作成、地籍調査等事業に参画・従事できる実施計画・測量技術の向上を図るため測量研修会を実施します。
- 4 新入会員に向けた研修会について
  - 新入会員を対象とした研修会を実施します。
- 5 センターひょうごにおける研修会について
  - 境界問題相談センターひょうごにおける手続き及び制度理解、並びに手続き実施者の能力向上に向けた研修を支援します。
- 6 土地家屋調査士CPD制度について
  - CPDポイント情報の公開・運用について研究を行います。
- 7 その他
  - 土地家屋調査士制度70周年事業の円滑な実施に協力します。

## 社会事業部

- 1 境界問題相談センターひょうごの活動を支援します。
- 2 筆界調査委員・所有者等探索委員の資質向上を目指した活動を行います。
- 3 公共嘱託登記等の受託推進に向けた活動を行います。
- 4 災害支援、防災について活動を行います。
- 5 空き家問題対策についての活動を行います。
- 6 社会貢献に関する活動支援を行います。
- 7 土地家屋調査士制度70周年事業の円滑な実施に協力します。

## 技術対策委員会

- 1 測量技術に関する指導を行います。
- 2 登記基準点の設置及び認定に関する指導を行います。
- 3 土地家屋調査士制度70周年事業の円滑な実施に協力します。

## 境界問題相談センターひょうご

- 1 センターの利用促進につながる効果的、且つ、効率的な運営を行います。
- 2 関与構成員のスキルアップ、会員への制度説明に向けた研修を計画します。
- 3 利用促進に繋がる広報活動を行います。